

公益財団法人東京都スポーツ協会 役・職員倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）の評議員、役員等、委員会委員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、協会の目的、事業執行の公正さに対する都民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、協会定款第15条に規定する評議員、同第24条に規定する理事・監事、同39条に規定する代表者委員、第37条及び第40条に規定する委員会委員、同第43条に規定する職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、協会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、各種法令及び協会の定める規程を遵守し、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為及び相互尊敬を基調とするスポーツのフェアプレイ精神に反するような行為を行ってはならない。

2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6 役・職員は、社会の秩序に脅威を与える反社会勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、協会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 評議員及び役員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（担当理事）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該評議員及び役員等がこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、理事長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第16条及び第29条に基づく必要な措置をとるものとする。

2 協会の職員に関する対処は、協会職員就業規則第43条等の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、理事会決定の日(平成25年3月15日)から施行する。

この規程は、令和6年3月4日理事会議決し、令和6年4月1日から施行する。